

トラック輸送の標準運賃の届出提出方法について

1. 記載例を参考に、様式例に必要な事項を記入してください。
2. 表紙・燃料サーチャージ(適用する場合のみ)・運賃適用方法・運賃割増率の順に綴じ、左上をホチキスで止め、同じものを3部作成してください。

様式1

届出番号

年 月 日

届出者 届出者
目 録 埼玉県さいたま市西区中釘2154-2
届出者住所 埼玉県運輸株式会社
代表者氏名 代表取締役 埼玉太郎
電話番号 040-624-1000

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定 (変更) 届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定 (変更) したので、貨物自動車運送事業報告書(届出)の欄に添付させていただきます。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
目 録 埼玉県さいたま市西区中釘2154-2
氏名又は名称 埼玉運輸株式会社
代表者氏名 代表取締役 埼玉太郎

2. 事業の種類
一般貨物自動車運送事業

3. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
全国

4. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 別 ■ 燃料サーチャージ (別添1のとおり) □
燃料サーチャージ 一般貨物自動車運送事業に関する標準的な運賃 (4物200kg以上、
料金の額 交通省告示第575号) のとおり
(適用) □北関東 □東北 兼関東 □北陸信越 □中部
適用方法 別添2のとおり
□北陸 □中部 □信越 □九州 □沖縄

5. 適用方法
□H6公運賃 □H6公運賃 □H9公運賃 □H11公運賃
□その他 (別添3のとおり)

6. 実施日
年 月 日より実施

3. 埼玉運輸支局の輸送担当窓口にて3部を直接ご提出いただくか(受付時間:平日 8:30~12:00、13:00~16:00)、ご郵送でもご提出いただけます。ご郵送の場合には、以下の宛先に、返信用封筒と切手(レターパック可)を添えて3部お送りください。
(郵便の場合の宛先) 〒331-0077 埼玉県さいたま市西区中釘2154-2
埼玉運輸支局輸送担当 あて

※受付処理後、控えを返信用封筒と切手等を使用してお返しいたします。

※郵送でのご提出の場合、記載内容に不備がある場合には、書類をご返送させていただくことがありますので、予めご了承ください。